

香川県報



第80号

平成18年

10月10日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

（水産課） 一

道路の区域変更（二件）

（道路課） 二

都市計画事業の事業計画の変更の認可

（都市計画課） 三

公告

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件）（経営支援課）

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（二件）（農政課） 四

平成十八年五月十二日香川県公告（平成十八年度地籍調査事業計画の決定）（土地改良課） 五

土地改良事業の適否決定（土地改良課）

土地改良事業の認可（農政課）

（土地改良課）

告示

香川県告示第六百二十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、屋島加入区について同法第百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十月十日

香川県知事 真鍋武紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 小養前田東線（四十二号）

三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別 (メートル)	延 長 (メートル)	
木田郡三木町大字小養字足田打二 一三三番三地先から 木田郡三木町大字小養字足田打三 一一番七地先まで	前 三・〇	三 四	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
	後 一・〇	三 四	

香川県告示第六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十月十日

香川県知事 真鍋武紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 小養前田東線（四十二号）

三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別 (メートル)	延 長 (メートル)	
敷地の幅員 (メートル)	前	延	
	後	長	

木田郡三木町大字朝倉字池尻一五八六番二地先から			前	三・七	三木町道への移管に伴う現道の不用物件化
木田郡三木町大字氷上字川原四〇四三番一地先まで			前	九・二	
後			後	一四・〇	一四二二
前			前	一四・〇	一四二二

香川県告示第六百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年香川県告示第百二十一号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画公園事業 六・五・一 二 高松市東部運動公園

三 事業施行期間

平成六年十二月二十日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十日

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスボ高松 高松市東山崎町六五八番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。

2 コミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工政課

2 縦覧期間

平成十八年十月十日（火曜日）から同年十一月十日（金曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年五月二十六日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

メデココ21豊浜店 観音寺市豊浜町大字姫浜字芝原一八二番一号ほか

三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要

特に近隣地権者等との協議を充分に行うこと。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見を提出した者

豊浜町商工会

2 意見の概要

地方道二一号線の交通量は非常に多く、また交通事故も多く発生しているため、交通整理員を常に配備する等の対策を講じること。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十月十日（火曜日）から同年十一月十日（金曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

武田建設株式会社 高松市東田町二番地一

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・西松屋牟礼店 高松市牟礼町牟礼九九四番ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

変更前 木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

変更後 高松市牟礼町牟礼九九四番ほか

4 変更年月日

平成十八年一月十日

5 変更理由

市町合併のため

二 届出年月日

平成十八年九月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月十日（火曜日）から平成十九年二月十三日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年二月十三日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

第八条第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北山池地区）を行うことについて平成十八年九月二十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年十月二十日から同年十一月九日まで縦覧に供する。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年九月二十七日認可した。

平成十八年十月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 広間地区
高松市川添土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下所地区
高松市林地区土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井）西下所一号地区

平成十八年十月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています